

諮問（情）第 58 号

答 申

第 1 審査会の結論

「札幌市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教員の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他の一切の添付文書等を含む。）（平成 24 年度分）」に係る公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯**1 公文書の公開請求**

審査請求人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 8 月 27 日付けで、札幌市教育委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件請求を行った。

2 原決定及び非公開部分

処分庁は、本件請求に係る対象公文書として、平成 24 年度に札幌市立学校長から提出された体罰事故報告書（5 件。添付書類を含む。）を特定し、平成 29 年 10 月 10 日付けで原決定を行った。

原決定において非公開とした部分は、次の部分である。

- (1) 加害教員の氏名、印影、住所、生年月日、年齢、採用年月日、勤務歴、校務分掌、所有免許状及びそれらが分かる部分（以下「加害教員識別情報」という。）
- (2) 被害生徒の氏名、年齢、保護者の氏名・職業、家庭状況等
- (3) 関連事情聴取における被聴取者（教員を除く。）の氏名
- (4) 通報メール中、送信者のメールアドレス
- (5) 取材対応資料中、記者の氏名
(以下(2)から(5)までを総称して「被害生徒等識別情報」という。)
- (6) 加害教員の前歴の有無及び平素の状況
- (7) 事情説明書のうち反省事項
- (8) 被害生徒及び保護者の申立事実の詳細
- (9) 体罰事故調査委員会における具体的意見の発言者名
- (10) 体罰事故調査委員会における質疑の詳細

3 審査請求

審査請求人は、原決定を不服として、平成 29 年 10 月 31 日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原決定を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 条例第 7 条第 1 号前段の非該当性

ア 諸判決において、学校において教員が行った体罰は、加害教員に関しては、「公務員等の職務の遂行に係る情報（以下「職務遂行情報」という。）」であると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。

イ プライバシー型の条例を有する自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の加害教員の氏名等は原則公開されており、非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

ウ 条例第 7 条第 1 号は、ただし書で「職務遂行情報」を除くと規定している。換言すれば、職務遂行情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであっても、公開しなければならない。

エ 加害教員の識別可能性を理由とした部分は、条例に照らし違法な非公開範囲があれば、全て公開されるべき。

オ 特に体罰に至る発言内容やその後のやり取りは個人識別に至らない。当該部分は体罰事件にとって本質的な情報である。

カ 非公開が認められるのは被害生徒やその保護者など関係者の氏名及び住所のみである。

キ 個人特定のための「他の情報」は、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を公開すると被害生徒が特定されると考えるかもしれないが、このこと自体も関連判決で否定されている。

ク 加害教員が懲戒処分等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、加害教員の氏名を公開すると、当該教員が懲戒処分等を受けたことが明らかになると主張するが、この点も関連司法判断で論点とされており、担当裁判官は、それが明らかになることの是非を理解したうえで加害教員の氏名を公開せよと判

断している。

ケ 体罰事故報告書自体には懲戒処分の内容は記されておらず、別の文書において懲戒処分の内容を公開しているとすればそれは実施機関の判断なのであるから、体罰事故報告書において加害教員の氏名を公開することそれ自体がプライバシー侵害にはならない。

コ 非公開情報はあくまで当該文書に記されているものでなければならず、そこに懲戒処分等に関する記述がないのに、それを理由に非公開を行うのは、条例解釈の誤りであり違法である。

サ 弁明書の主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものである。

シ 懲戒処分について実施機関がマスコミ等に自発的にどのように公表しているかは、条例の解釈と関係がない。

ス 教員が懲戒処分等を受けたという情報は、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」だとしているが、関連判決はそのような立場をとっておらず、既に加害教員の氏名を公開している自治体でそのような事態が生じていることもない。

セ 加害教員の氏名は、条例第 7 条第 1 号ただし書ア及びイにも該当し、その意味でも公開が求められる。

ソ 諮問庁が引用する平成 16 年 11 月 18 日大阪高等裁判所判決（平成 15 年（行コ）16 号、27 号）は、平成 18 年 12 月 22 日大阪高等裁判所判決（平成 18 年（行コ）26 号）、平成 23 年 2 月 2 日大阪高等裁判所判決（平成 22 年（行コ）153 号）、平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年（行ウ）26 号）によって既に否定されており、先例としての意義はない。

タ 後続判決は当初判決の問題性を踏まえて出されているのだから、それを否定する以上、当初判決の優位性と後続判決の問題性を指摘しなければならないにもかかわらず、そうした法的主張抜きで、自分たちに有利であるとの事情で古い判決を持ち出しても説得力がない。

(2) 条例第 7 条第 1 号後段の非該当性

ア 条例第 7 条第 1 号では、ただし書ウで「職務遂行情報」を除くと規定している。換言すれば、職務遂行情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであっても、公開しなければならない。

イ 条例第 7 条第 1 号後段の規定は、個人のカルテや著作物などの高度なセンシテ

ィブ情報に限って適用されるものであって、そのようなものを含まない部分には適用されない。

ウ 「関係者の発言・意見・見解」、「校長所見」、「事情聴取内容」、「質問事項」、「平素の状況」等とみられる部分が非公開とされているが、関係者の発言・意見・状況だというだけで高度なセンシティブ情報には当たらないことは明らかであり、そうした例外的な事例(病歴など)があればそれに限って非公開とすれば足りる。

エ 原決定は、本条項の濫用である。

オ 「職務遂行情報」でないかどうか、「特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であるかどうかは、インカメラ審査の上、実質的基準から判断されるべきであり、センシティブ情報かどうかという実質的基準から判断すべきである。

カ 「関係者の発言・意見・見解」、「校長所見」、「事情聴取内容」、「質問事項」、「平素の状況」といった形式的な表題等から判断されるべきではない。

(3) 条例第 7 条第 5 号オの非該当性

ア 関連判決等では「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、「客観的判断」や「支障の程度の実質性」「おそれは抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される」と解釈していることなどに照らし、本件の非公開部分は、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。

イ 既に教員名を公開している自治体で「事務の適正な遂行に支障」「公平かつ円滑な人事の確保に支障」が生じているということはない。実名を公開したら支障が生じるなどというのは根拠のない推測である。

ウ 体罰教員が実名公開されることはむしろ体罰抑制という「事務の適正な遂行」に資するものであり、好ましいことである。

エ 事情聴取が「秘密にされることを前提」と主張するが、外部に公開されるかどうかは、条例に基づいて決められるべきことである。

オ 加害教員にとって重要なことは、相手方が人事権者であることであり、公開非公開によって発言が変化することは考えられない。

カ 体罰事故調査委員会の委員の発言と委員名については、責任ある立場として、発言者名と発言内容は公開されるべきであり、「いわれなき非難」などを恐れるようでは委員失格である。

第 4 諮問庁の説明要旨

1 非公開とする理由

諮問庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7 条第 1 号前段の該当性

ア 体罰事故報告書は懲戒処分の対象となりうる体罰事故が発生した場合に提出される報告書である。そして、体罰事故報告書には、報告事案に係る懲戒処分等に関する記述はないが、本件請求に係る対象公文書により報告された 4 名の加害教員に対しては、懲戒免職未滿の懲戒処分の措置を行っており、当該事案はマスコミに対して公表している。

イ 懲戒処分当時の公表資料は市民から問合せがあった場合には当然説明すべき内容であり、また、当時の新聞記事についても図書館等の公共施設で入手可能である。

ウ 諮問庁において、教員に対して懲戒処分を行った場合、懲戒免職の場合を除き氏名は公表していない。

エ 平成 15 年 11 月 21 日最高裁判所第二小法廷判決（平成 12 年（行ヒ）334 号。以下「最高裁判決」という。）において、「職員が懲戒処分を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであり、私事に関する情報の面を含む。」とされているところ、体罰事故報告書と一般人が通常入手し得る情報を照合することにより、当該体罰事故報告書により報告された教員が懲戒処分等の措置を受けたことが容易に判明することとなる。よって、本件請求に係る対象公文書において加害教員の氏名を公開した場合、特定の教員が懲戒処分等の措置を受けたことが明らかになる。

オ 体罰事故報告書は、体罰に関する事実とともに、体罰を行った教員に対して懲戒処分等を行うための情報が記載された文書であるところ、平成 16 年 11 月 18 日大阪高等裁判所判決（平成 15 年（行コ）16 号、27 号）において、「公務員が任命権者から懲戒処分等を前提として調査検討され、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を受けるということは、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、公務員個人の私事に関して通常他人に知られたくないと認められる情報である」とされている。

カ 体罰を受けたという事実は、被害生徒やその保護者の個人に関する情報と考えられるところ、加害教員の氏名、生年月日等が公開されれば、被害生徒と同じ学級や同じ部活動に所属する生徒やその保護者等が、他の情報と照合することにより、被害生徒やその保護者を識別することが可能となってしまう。

キ 被害生徒及びその保護者の氏名、通報メール送信者のメールアドレス及び記者の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる。

(2) 条例第 7 条第 1 号後段の該当性

ア 事故者の前歴の有無、平素の状況及び反省事項は、加害教員に対する評価や加害教員の心情が分かるもの等であり、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

イ 本件処分において、条例第 7 条第 1 号後段に該当するものとして非公開とした情報は、事故者の前歴の有無、平素の状況及び反省事項である。

前歴の有無には、過去に懲戒処分等の措置を受けたどうかの情報が、事故者の平素の状況には、加害教員の人事評価に係る情報が、また、反省事項には加害教員の反省状況のほか、心情や決意等の情報が含まれており、いずれの情報も加害教員の人格と密接に結びついた情報である。

ウ 人格と密接に結びついた情報は、加害教員に対する評価や加害教員の心情が分かるセンシティブ情報であり、教員の職務遂行に関する情報であるということではできず、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

エ 審査請求人は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」とは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られ、加害教員の「平素の状況」等を非公開とすることは、本条項の濫用であると主張しているが、これらの情報は、加害教員の人格と密接に結びついた情報であると判断される。

(3) 条例第 7 条第 5 号オの該当性

ア 体罰事故報告書は、校長が被害生徒等から事情を聴取し、その結果得られた情報を基に作成しており、そこには、被害生徒等の心情に関する部分が記載されている。

被害生徒等の心情に関する部分には、被害生徒にとって不名誉な内容や、関係者が特定できるような内容等、被害生徒が外部に公開されることを望まないような内容が含まれている場合が多く、それを公開すると、被害生徒等は、供述内容が公開されることをおもんばかって、当たり障りのない供述しかなくなり、非違行為に関する情報の収集に支障をきたすおそれがある。

イ 体罰を含む職員の非違行為に関する本人及び関係者からの事情聴取については、

調査のために強制捜査権限が与えられていないため、情報を得る手段として非常に重要なものであり、事情聴取に際しては、任意に事実、心情等を述べてもらうために、聴取を行ったこと及び聴取内容は、処分等に必要な範囲のほかは公表されず、秘密にされることを前提として行われている。

ウ 体罰事故調査委員会における具体的意見の発言者名を公開すると、議論の過程における委員の個別の意見等を捉えて、公平・客観性を欠くいわれのない非難等がなされることが考えられ、その可能性を前提に体罰事故調査委員として意見を述べることは、自由かつ率直な議論が損なわれ、事故に係る事実認定のための調査・判定が著しく困難になると認められる。

エ 体罰事故調査委員会における事情聴取は、口外しないことを前提に関係者から率直な心情等を聴取しているものであり、当該部分が公開されると、関係者との信頼関係が損なわれ、体罰事故調査委員会からの聞取りに応じないなど、関係者からの協力が得られなくなり、今後の体罰事故調査に係る事務において著しい支障を及ぼすものと認められる。

オ 審査請求人は、諮問庁が主張する「公にすることにより生じる事務の適正な遂行に及ぼす著しい支障」は、実質的な理由ではなく、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められないと主張するが、体罰事故調査委員会等における関係者への事情聴取には強制力がなく、事実関係の詳細な把握のためには、関係者の積極的な協力や委員による自由かつ率直な議論が必要である。

したがって、関係者の申立事実の詳細、委員会における発言者名や質疑の詳細といった情報を公にすることによる事務の適正な遂行への著しい支障は、抽象的なものではなく、具体的なものである。

第 5 審査会の判断

1 本件請求に係る対象公文書について

本件請求に係る対象公文書は、札幌市立学校において体罰の疑いがあると判断された事案が発生した場合に、体罰事故調査委員会による調査を経て、各学校長が作成し、処分庁に提出した体罰事故報告書及びその添付資料である。

2 懲戒処分について

公務員における懲戒処分とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条に基づく懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）であって、職員に非違行為があったときに、市長等の任命権者がその職員に対して行う制裁的措置（不利益処分）である。

3 懲戒処分公表基準について

諮問庁は、「懲戒処分の公表基準」（平成 15 年 8 月 28 日教育委員会決裁。以下「公表基準」という。）に基づき、懲戒処分を行った場合には、市民の信頼確保を図るとともに、職員の服務規律の確保に資することを目的として、その概要を公表することとしている。

公表基準によれば、公表の対象とする処分は、地方公務員法第 29 条に基づく懲戒処分のほか、懲戒処分に至らない場合であっても、教育長が特に公表を必要とすると判断した場合には、その概要を公表することができるとしている。

公表の内容は、事案概要、処分内容、処分日、所属、職位、性別及び年齢としている。ただし、懲戒免職の場合は、被処分者の氏名を公表することとしている。

4 懲戒処分等の公表方法について

諮問庁は、職員の非違行為に対して懲戒処分を行った場合には、公表基準に基づき、報道機関に対する資料提供や記者会見により公表を行っているほか、札幌市ホームページにおいて、報道機関に対して提供した資料と同じ内容の資料を、過去 2 年分掲載しており、懲戒処分等に係る処分日、被処分者の職位及び性別、処分内容並びに事案概要等を公にしている。

5 非公開情報該当性について

原決定に係る非公開部分のうち、被害生徒やその保護者など関係者の氏名及び住所を除く部分について、審査請求人は条例第 7 条第 1 号及び第 5 号オの非公開事由に該当しないと主張し、公開を求めているのに対し、諮問庁は非公開事由に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

(1) 条例の規定について

ア 条例第 3 条（実施機関の責務）について

条例は、「第 1 章 総則」の第 3 条において、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定し、条例全体を貫く実施機関の責務を定めている。

イ 条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）について

条例第 7 条第 1 号は、「個人に関する情報（中略）で特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」は公

開しないことを定めたものである。ただし、「ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 公務員等（中略）の職務の遂行に係る情報（当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等の職、氏名その他当該公務員等を識別することができることとなる記述等の部分を除く。）」のいずれかに該当する情報は、本号本文で規定する非公開情報から除くこととしている。

ウ 条例第 7 条第 5 号オ（事務・事業に関する情報）について

条例第 7 条第 5 号オは、「市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報」のうち、「事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」は公開しないことを定めたものである。

(2) 非公開情報の該当性について

ア 加害教員識別情報について

諮問庁は、加害教員識別情報が、条例第 7 条第 1 号で規定する非公開情報に該当する旨主張していることから、当該情報の同号該当性について検討する。

(ア) 条例第 7 条第 1 号本文の該当性について

加害教員識別情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められ、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。

(イ) 条例第 7 条第 1 号ただし書アの該当性について

条例第 7 条第 1 号ただし書アの「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、当該ただし書アにより、同号の非公開情報から例外的に除くこととしたものである。

加害教員識別情報は、法令や他の条例において、何人に対しても等しく公開することを規定されたものではなく、現時点において、公にすることが慣行として行われているものとまでは認められない。

したがって、加害教員識別情報は、同号ただし書アに該当しない。

(ウ) 条例第 7 条第 1 号ただし書イの該当性について

条例第 7 条第 1 号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、個人に関する情報であっても、公にすることにより害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報公開の必要性と正当性が認められることから、当該ただし書イにより、同号の非公開情報から例外的に除くこととしたものである。

加害教員識別情報は、人の生命、健康等を保護するために、公にすることが必要であるとは認められない。

したがって、加害教員識別情報は、同号ただし書イに該当しない。

(エ) 条例第 7 条第 1 号ただし書ウの該当性について

条例第 7 条第 1 号ただし書ウの「職務遂行情報」とは、公務員が地方公共団体の機関の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。こうした職務遂行情報は、行政事務に関する情報と不可分であり、市民に対する説明責任の観点から、当該ただし書ウにより、同号の非公開情報から例外的に除くこととしたものである。

一方で、同号ただし書ウでは、職務遂行情報であっても、当該公務員の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるときは、当該公務員等を識別することができることとなる部分について、当該ただし書ウにより例外的に公開される情報には当たらないものとしている。

a 職務遂行情報から除外されるもの

諮問庁は、加害教員識別情報が条例第 7 条第 1 号ただし書ウに該当しないと主張することから、当審査会において、これまでの札幌市における同種事案に係る条例解釈等について確認したところ、職務遂行情報から除外されるのは、職務に係る情報であっても、行政内部での意見交換等の記録の中に発言者である公務員等個人の思想信条に密接に関連する情報が含まれる場合や、個人としての内面や私事に関する情報等、通常他人に知られたくない個人に関する情報が含まれる場合で、公開されることで公務員個人の正当な権利を明らかに害すると認められるものが含まれるときに、当該公務員の職や氏名等当該公務員を識別することができることとなる記述等を職務遂行情報から除くとの解釈・運用がなされていた。

これについては、公文書の公開を請求する市民の権利を尊重するとともに、一市民であると公務員であるとを問わず個人の基本的な権利の尊重の観点から、

個人に関する情報への最大限の配慮を図るよう実施機関に責務を課している条例第 3 条の趣旨に鑑みて、首肯できる所であり、個人情報が一度公開されてしまうと回復できない損害が生じるおそれがあることを考慮すると、個人に関する情報が公務員としての職務を離れて通常他人に知られたくない内容である場合は特に配慮が必要である。

b 体罰事故報告書により報告された教員に対する処分について

諮問庁は、加害教員識別情報を公にした場合、体罰事故報告書と諮問庁が公表した懲戒処分に関する文書とを照合することにより、加害教員がどのような懲戒処分を受けたかが明らかになると主張する。

当審査会において、本件請求に係る対象公文書と、平成 24 年度に公表された教員に対する懲戒処分に関する文書を見比べたところ、両文書で明らかにされている体罰発生日時、学校名、体罰の概要から、本件請求に係る対象公文書と懲戒処分に関する文書は、容易に結びつけることができ、加害教員識別情報が公開された場合、当該教員が懲戒処分を受けたこと、また、その処分内容が明らかになることが確認された。

また、現在、札幌市ホームページに掲載されていない教員に対する懲戒処分に関する文書の取扱いについて、諮問庁に対して事情聴取したところ、過去に公表していたものであり、市民等から申出があれば、当然に情報提供するものであるとのことであった。

c 公務員が懲戒処分を受けたことを示す情報について

諮問庁は、懲戒処分等の措置を受けたことを示す情報は、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であると主張する。

この点、最高裁判決で「職員が懲戒処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるというべきであるから、私事に関する面を含むものといえることができる」と判示されており、職員が懲戒処分を受けたことは、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

以上のとおり、加害教員識別情報は職務遂行情報としての側面を有するものの、公開した場合、特定の教員が懲戒処分を受けたことが容易に判明することは明らかであり、公務員が懲戒処分を受けたことを示す情報は、私事に関する面を含むものであって、通常他人に知られたくない情報と認められ、公開することで当該公務員の個人としての正当な権利を害することは明らかであること

から職務遂行情報から除外される情報に該当する。

したがって、加害教員識別情報は、同号ただし書ウに該当しない。

(オ) 加害教員識別情報からの被害生徒の識別性について

諮問庁は、加害教員識別情報を公にした場合、被害生徒と同じ学級や同じ部活動に所属する生徒やその保護者等が、他の情報と照合することにより、被害生徒やその保護者を識別することが可能となってしまうと主張する。

この点、諮問庁の主張は、加害教員と被害生徒が特定の集団に属していることから、当該集団に属する加害教員及び被害生徒以外の者並びにその関係者が被害生徒やその保護者を識別することができるという主張しているに過ぎず、それだけでは加害教員識別情報を公にすることにより、被害生徒等を識別することができるとは認められない。

(カ) まとめ

子供に関するいじめや体罰は、当事者や学校だけの問題ではなく、社会的に関心度合いが高い問題であり、社会全体として取り組むべき課題として認識されているものと考えられる。

教員が生徒に対して行った体罰行為は、教育指導の過程で発生したものであり、公務員等の職務に関する情報に該当することから、その内容や事実関係については、できるだけ明らかにし、社会に対して説明していくことが求められていると考える。

一方で、諮問庁における懲戒処分等の公表状況においては、体罰事故報告書により報告された教員が、どのような処分を受けたか容易に判別することができ、加害教員識別情報を公にした場合、特定の教員が懲戒処分を受けたことが明らかになることとなる。

公務員については、その立場上、プライバシーについて一定程度の制限を受けることは条例が予定しているところではあるが、たとえ公務員であっても、公にした場合、個人としての正当な権利を明らかに害すると認められる情報については、基本的人権の尊重という観点から最大限配慮しなければならない。

公務員等が懲戒処分等を受けたことを示す情報は、職員の身分取扱いに係る情報であり、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、加害教員識別情報は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非公開が妥当である。

イ 被害生徒等識別情報について

被害生徒等識別情報のうち、被害生徒やその保護者などの関係者の氏名及び住

所については、審査請求人も非公開が認められると主張していることから、被害生徒やその保護者などの関係者の氏名及び住所の非公開についての争いはない。

被害生徒やその保護者などの関係者の氏名及び住所以外の被害生徒等識別情報について、当審査会で見分したところ、いずれも個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、かつ、例外的に公開される情報を定めた同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開が妥当である。

ウ 加害教員の前歴の有無及び平素の状況について

(ア) 加害教員の前歴の有無について

体罰事故報告書中、加害教員の前歴の有無の欄には、体罰事故報告書により報告された加害教員が、過去に受けた懲戒処分等に関する情報が記載されている。

公務員等が懲戒処分等を受けたことを示す情報は、職員の身分取扱いに係る情報であり、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非公開が妥当である。

(イ) 加害教員の平素の状況について

体罰事故報告書中、加害教員の平素の状況の欄には、加害教員の性格、能力及び服務状況等が記載されており、これらは加害教員に対する学校長の評価に係るものである。

加害教員の評価に関する情報は、加害教員の人格と密接に関わる情報であり、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非公開が妥当である。

エ 事情説明書のうち反省事項について

事情説明書は、体罰事故発生後に加害教員が学校長に提出したものであり、そのうち反省事項の欄には、加害教員の体罰に対する反省や今後の決意等、率直な心情が記載されている。

加害教員の体罰に対する反省や今後の決意は、加害教員の人格と密接に関わる情報であり、特定の個人を識別できる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非公開

が妥当である。

オ 被害生徒及び保護者の申立事実の詳細について

被害生徒及びその保護者の申立事実の欄には、体罰事故発生後に、学校長が被害生徒及びその保護者から聞き取りした内容が記載されている。

当審査会において非公開とされた部分を見分すると、被害生徒においては、体罰が行われる前の被害生徒の具体的な行動や心情、体罰を受けた時の加害教員に対する具体的な心情、体罰前の行動に対する反省の弁などが、被害生徒の保護者においては、学校及び加害教員に対する不満及び要望、家庭環境、家庭における教育方針、体罰に対する認識などが記載されている。

これらの被害生徒及びその保護者の申立ては、学校長に対する信頼のもとに、率直な心情を吐露しているものであり、被害生徒にとって不名誉な内容や、関係者が特定できるような内容等、被害生徒やその保護者が外部に公開されることを望まないようなものと考えられる。

また、事柄の性質や、事情聴取の目的からして、被害生徒やその保護者からの聞き取りは、公開しないことを前提として実施されているものと考えられる。

仮に、被害生徒やその保護者が公開されることを望まないような情報が公開されることとなれば、学校長との信頼関係を損なうことは否定できず、今後、学校長が同様の聞き取りを行う際に、申立ての詳細が第三者に広く公開されることをおもんばかって、ありのまま発言することをためらうなどの萎縮効果をもたらされ、非違行為に関する情報の収集に支障が生じるといえる。

したがって、被害生徒及びその保護者の申立事実の詳細は、条例第 7 条第 5 号オに該当することから非公開が妥当である。

カ 体罰事故調査委員会における具体的意見の発言者名について

本件請求に係る対象公文書として特定された体罰事故調査委員会議事録については、原則、体罰事故調査委員会の各委員の氏名を公開しているが、当該議事録のうち、学校長を除く各委員が、学校長からの報告に対して、率直な意見を述べている部分に限り、その発言をした委員の氏名を非公開としている。

当審査会で、委員の氏名を非公開としている個別の意見を見るに、各委員が自由かつ率直な意見や疑問を発言していることが確認される。

そのような発言等が既に公開されている状況において、その発言者の氏名を公開した場合、個別の意見を捉えて、公平・客観性を欠くいわれのない非難等がなされることが考えられる。

また、そのような事態が発生した場合、今後の体罰事故調査委員会において、

いわれのない非難等がなされることを恐れ、自由かつ率直な議論が損なわれるほか、体罰事故調査委員会委員の就任を辞退するなど、体罰に係る事実認定のための調査・判定が著しく困難になると認められる。

したがって、体罰事故調査委員会における具体的意見の発言者名は、条例第7条第5号オに該当することから非公開が妥当である。

キ 体罰事故調査委員会における質疑の詳細

体罰事故調査委員会議事録に記載されている体罰事故調査委員会における質疑の詳細は、事情聴取の記録であり、体罰事故調査委員会からの質問と、その質問に対する関係者の回答で構成されている。

当審査会において非公開とされた部分を見分すると、被害生徒においては、体罰が行われる前の被害生徒の具体的な行動や心情、体罰を受けた時の加害教員に対する具体的な心情、体罰前の行動に対する反省の弁などが、被害生徒の保護者においては、学校及び加害教員に対する不満及び要望などが、加害教員及びその他教員においては、体罰に対する反省の弁などが記載されており、これらの情報は外部に公開されることを望まないと考えられる。

また、体罰事故調査委員会による関係者の事情聴取は、体罰という事柄の性質や、事情聴取の目的からして、公開しないことを前提として実施されており、被聴取者においては、公開されないという信頼関係のもと率直な心情を吐露していると考えられる。

仮に事情聴取の記録が公開されることとなれば、公開されないことを前提で事情聴取に応じた被聴取者との信頼関係を損なうことは否定できず、今後、体罰事故調査委員会が事情聴取を行う際に、被聴取者が、発言内容を第三者に広く公開されることをおもんばかって、ありのまま発言することをためらうなどの萎縮効果をもたらされ、情報の収集や事実の解明に支障が生じるといえる。

したがって、体罰事故調査委員会における質疑の詳細は、条例第7条第5号オに該当することから非公開が妥当である。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年7月27日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成30年8月2日	審査請求人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成30年8月8日	審査請求人の意見書を受理
平成30年8月10日	諮問庁に意見書を送付
平成30年9月27日 (第164回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成30年10月15日 (第165回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成30年10月29日 (第166回審査会)	審議
平成30年11月29日 (第167回審査会)	審議
平成30年12月19日 (第168回審査会)	審議
平成31年1月4日	答申